

令和元年度第1回 仙台市総合教育会議 議事録

日 時 令和元年6月10日（月）9：30～11：10

場 所 仙台市役所本庁舎2階第1委員会室

出席者 仙台市長 郡 和子
仙台市教育委員会 教育長 佐々木 洋
仙台市教育委員会 委員 吉田 利弘
仙台市教育委員会 委員 加藤 道代
仙台市教育委員会 委員 花輪 公雄
仙台市教育委員会 委員 中村 尚子
仙台市教育委員会 委員 里村 正治
仙台市教育委員会 委員 阿子島 佳美

次 第

1. 開会
2. 協議
 - (1) いじめ防止の取り組みについて
 - (2) 不登校対策について
3. その他
4. 閉会

1 開 会

○事務局 ただいまから令和元年度第1回仙台市総合教育会議を開会いたします。

初めに、この会議を招集いたしました市長よりご挨拶を申し上げます。

○郡市長 改めまして、皆様、おはようございます。

今日は大変お忙しい中を総合教育会議にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

教育委員の皆様と教育上の各般の課題について意見交換をさせていただきますこの総合教育会議も、開始から5年目を迎えることになりました。この間、教育のさまざまな課題について一緒に検討を進めていただきましたことに、深く感謝申し上げます。特に昨年度は、いじめの防止等に関する条例の制定につきまして、大変貴重なご意見を頂戴いたしました。児童生徒が学校のいじめ防止基本方針の改定について参画をすること、あるいは社会全体でこの問題に取り組んでいく市民全体への啓発など、ご意見を取り入れさせていただいたところでもございます。

引き続き、社会全体で子どもたちをいじめから守っていくことと同時に、教育環境の整備を進めまして、子どもたちの笑顔があふれるようなまちになるよう、私どももしっかりと努力をしていかななくてはいけないと思っているところでございます。

今日の総合教育会議では、条例の施行後の取り組みについても協議題として設定させていただいております。忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、さらなる施策へと結びつけてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 協 議

(1) いじめ防止の取り組みについて

○事務局 それでは、以降の進行につきましては市長にお願いしたいと存じます。

○郡市長 会議の開催にあたりまして、教育委員会側の署名委員として中村委員をご指名させていただきます。

では、次第に基づきまして、今日の協議題は2つでございます。まず、(1) いじめ防止の取り組みについてでございます。

今年の4月から仙台市いじめの防止等に関する条例を施行いたしました。条例の施行に合わせて、教育委員会とも連携をしながら、いじめ防止対策の啓発に取り組むなど施策の展開を図ってきたところでございます。その取り組みをまとめたものを、

今日は資料としてお配りをさせていただいております。教育委員の皆様方には、事前に資料をお渡しいたしまして、お目通しいただいていると思いますので、今日は概略の説明をさせていただいた上で意見交換に入らせていただきたいと思います。

まずは、配布資料1をごらんいただきまして、1. 市民に向けた広報施策等についてでございます。相談窓口を周知するリーフレットの配布、いじめ防止を啓発するポスターや懸垂幕などの掲出、電柱広告を活用した標語の掲出、それから裏側をごらんいただき、6月号の市政だよりにおきまして特集記事を組ませていただきました。このような広報啓発を行っているところでございます。

次に2. 市役所の連携強化策でございます。全ての局区長で構成いたします本部会議を新たに設置いたしました。第1回の会議では、私から、いじめ対策は特定の局だけの問題ではなく全ての職員がみずからの問題として認識する必要があるということをお伝えいたしまして、いじめ防止に取り組む意識の向上について徹底するよう指示をいたしましたところでございます。本部会議は、今後も定期的に開催をすることとしておりますので、全庁一丸となっていじめ防止等対策を推進してまいりたいと思います。

それから、3. 児童生徒・保護者への浸透施策であります。各学校において、この夏をめぐりに学校いじめ防止基本方針を改定することになりますが、その改定にあたりましては、児童生徒や保護者、また地域の方々と意見交換を行うことで、さらなる意識の啓発につなげる契機としてまいりたいと考えております。

次に、4. 地域への啓発施策であります。条例の概要などにつきまして、仙台市連合町内会長会などの場で説明を行いまして意見交換をするとともに、今月から町内会に広報チラシの回覧をお願いしているところでございます。

最後になりますが、教職員の意識改革でございます。条例の制定に合わせまして仙台市いじめ防止基本方針の改定をいたしますとともに、4月の合同校長会において、この条例の施行にあたっての思いを、私自身直接、校長先生にお話をさせていただきました。また、教育委員会における取り組みといたしまして、重大事態に係る対処方針の策定、体罰防止ハンドブックの改定を行うなど、職員一人一人の意識改革の徹底を図る取り組みを進めていただいております。

今後も、今ご説明申し上げました取り組みを着実に進めまして、さまざまな手法を用いて市民の皆様への啓発に力を入れてまいりたいと考えておりますが、こうした取り組みを踏まえた上で、今後のいじめ防止対策に向けた取り組みについて、委員の皆様

方からご意見をお聞かせいただきたいと思いますところがございます。

それでは、協議に入らせていただこうと思います。吉田委員から、いかがでございますでしょうか。

○吉田委員 条例といじめ防止基本方針について、確認させていただきたいと思ってお話をさせていただきます。

まず、条例についてですが、いじめにつきましては、私たちの意識のどこかに、人間の集団がある限り必ず起こるものだという認識があると思います。ですから、どうしても早期に発見し、それ以上に大きくならないようにするところに防止の認識を持ちやすいということがあるのではないかと思います。ただ、対策としては防止ということで、絶対起こさない、起こらないとすることが一番ではないかと思っています。そのような点で今回のいじめ防止条例は、未然防止と事後対応である早期発見の違いが意識された規定内容になっていることに、私は賛成したいと思っております。

その中で、条例の第4条において、児童生徒へのメッセージが強く打ち出されております。それを確かに子どもたちに受けとめさせることが肝心なのかと思っています。そのため、この条例は子どもたちのために作成されていることを市内の小中学生にしっかり認識させなければならないと思いますし、その方法について、私たちはしっかりと考えていかなければならないと思っています。

続いて、学校いじめ防止基本方針に関することですが、条例によりこの学校いじめ防止基本方針を策定し、そして、児童生徒の意見を聞く機会を設けることとなっております。これこそ大切にしなければならないことかと思っています。参画するということほど自己とのかかわりを意識させる方法はないと思っていますし、子どもたちの行動規範をみずから手で決めさせる非常に効果的なものではないかと思っております。教育局も臨時の校長会を開いて、学校いじめ防止基本方針の策定について、その手順などを丁寧に説明しているわけですが、児童生徒をどのようにその策定の中にかかわらせるかということが非常に重要なポイントになると思います。したがって、子どもたちの意見を聞き、それをどのような形で学校いじめ防止基本方針に反映するか、そのあり方次第で大きな効果ともなり、また、他人事になってしまう危険性もあるということを、我々は確認しておきたいと思っております。

4月に、前の副教育長であった加藤青葉区長より、区長間の約束事で、市民にお話しする機会があった際は、必ず自転車といじめについては触れることにするという共通

の約束があると聞きました。また、全ての局区長で構成する本部会議など、全庁挙げて取り組んでいるということに、まず感謝したいと思います。大人たちは一生懸命やっているという姿を子どもたちにも知ってもらうことが大事だと思います。例えば、大人向けのポスターが児童館に貼られたら、私たちのことをこれほどまでに大人は考えているのだという認識を持たせるきっかけになるのではないかと思います。

とかく私たちが子どもに関して行っている教育は、大人は一生懸命だけれども、子どもはやや蚊帳の外に置かれているという傾向があるのではないかと思います。ですから、子どもたちを自立させるためにも、子どもたちのためだということを経験させるためにも、子どもたちが受けとめて、そして考えて、判断して、決定するような機会を我々は意図的に設けて、しかもそれを活用していくことが大事なのではないかということで、意見を申し述べさせていただきました。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

いじめ防止条例の策定にあたりましては、昨年度、この総合教育会議の場で本当にいいご意見を教育委員の皆様方からいただきました。それを踏まえまして、よりよい条例にできたと思っております。改めて感謝申し上げたいと思います。

その上で今、吉田委員からいろいろお話ございましたけれども、やはり条例はつくっておしまいではなく、これからどういう取り組みを行っていくのかということが大切になってくるわけございまして、実効性のある取り組みをきちんとしていくことが大事だと思います。また、その中でも特に、子どもたちを蚊帳の外に置くのではなく、大人の本気度というのを子どもたちに直接わかるように伝えていくことが重要だというお話だったと思いますが、まさにおっしゃるとおりであり、大人の世界だけでなく、子どもたちにきちんと、私たちは君たちのことをしっかり考えた上で行動しているということを伝えられるよう、改めて努力していきたいと思っております。

では次に、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 いじめ防止の取り組みについてですけれども、まず初めに、条例が制定され、今後は市民にどのように周知していくかということが重要だと思っております。既にリーフレットやポスター、そして、市役所や区役所に懸垂幕や垂れ幕などの掲出がされていますが、今回、仙台市、そして市教育委員会、東北電柱広告協議会により、仙台市内の中学生の標語を載せた電柱広告が実現したことは、日常生活に密着した取り組みとなっており、大変喜ばしいことではないかと思います。この先、周知の方法と

して、企業や商工会議所などと一緒にできることを模索していく上で、一つのよい例になったのではないのでしょうか。

次に、地域への啓発ですが、これは精神論ではなく、やはり具体的な方法を述べるべきだと思いました。いじめ防止の対策として、学校、保護者、地域による協力が重要です。保護者は学校現場により近いところにおりますが、地域の方々もいじめについて問題意識を持っていただいております、現在もいろいろと行っていただいている状況の中、今以上に何をしたらよいかわからないという声を聞きました。今回、地域に関する規定について説明を行い意見交換していますが、やはりこのような意見が多いように思われます。ゆえに抽象的な言葉ではなく、具体例を挙げるなどの対応が必要ではないのでしょうか。そうすることにより、より一層協力できる環境を整えることができるのではないかと思います。

次に、教職員一人一人に届く研修のあり方についてです。条例制定に合わせて仙台市いじめ防止基本方針を改定しました。今後、学校いじめ防止基本方針の改定もあります。これらの内容を教職員一人一人に伝えていくためには、各校から1人、教育センターに人を集めての大規模な研修ではなく、各区ごと、あるいは近隣の四、五校ごとに集ってもらい、教育委員会のほうから出向いて、こちらの本気度が伝わる距離での研修が必要だと思います。教育委員会も、時間と手間はかかりますが、急がば回れという言葉があるように、地道な対応が求められているのではないかと考えております。

そして、吉田委員もおっしゃっていましたが私も同様で、学校いじめ防止基本方針の改定には、ぜひ多くの児童生徒を参加させてほしいと考えております。いじめの防止には、学校、保護者、地域の協力が必要ですが、その真ん中には児童生徒がいます。この児童生徒を置いて、いじめ防止の話は進むことはありません。たとえ児童生徒から直接的な意見が出なくても、そこで話し合っている大人の姿を見せ、大人が本気で取り組んでいることをわかってもらうことで、子どもたちと信頼関係を築くきっかけになるのではないのでしょうか。そして、いじめについて誰かに相談することの大切さを伝え、その誰かに私たち大人がなるように努力することも大切だと思います。

最後に、いじめの早期発見のために教員が児童生徒と向き合う時間が必要なことは、既に周知のとおりです。今後も条例や基本方針の理解のために教職員の対応する研修などが増えてくることが予想されますので、教師の多忙化解消は喫緊の課題です。研

修の削減など教育委員会側からのアプローチに加え、現場の教職員の意見を吸い上げ、マイナスの支援を検討することが急がれると思います。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

まず、地域への啓発は、精神論ではなく、より具体的な方法をとるべきだというご指摘がございました。地域の皆様方が既に行っているさまざまな活動や行事があるかと思えます。その中に子どもたちが一緒になって交流できるということ、これが重要だと思っていますし、子どもたちの自尊心や他者を思いやる気持ちというのも、そういう場で育まれていくのだらうと思っていますところ。これまでも多くの地域で通学時の見守り等を行っていただいております、それを継続していただきたいと思えますし、積極的に地域の活動の中に子どもたちが入っていくことを促していただければと思います。

ほかの地域における取り組み事例なども参考にさせていただけるようなことも重要になってくるのだらうと思います。できる範囲でまずは取り組んでいただくということだらうと思います。

それから、教員の研修についてもご意見を頂戴いたしました。教育委員会ではこの間、合同校長会等のさまざまな機会を捉えて研修をされていると聞いております。教職員がいじめ防止に向けた意識を改めて持つということがいじめ対策の基本になりますので、なお一層きめ細かな研修を行いたいと思っていますところですが、余りにも度を越しますと、それがさらに教員の多忙化にもつながるという懸念もあるわけなので、これから事務局ともいろいろ相談をしながら、どのような方策が効果的なのか考えてまいります。

では、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 学校いじめ防止基本方針の改定作業について、各学校がどのように取り組むのかを注視したいと思います。学校が、児童生徒、保護者、地域住民の力をどのようにかかりて取り組むのかについては、それぞれの事情や地域の特色などがありますので、それらが活かされているのではないかと思います。つまり、一律の基本方針ができたかどうかというよりは、この作業を通じて一致していじめ防止に向き合う姿勢を共有する機会として利用したり、その活動をこれから続けていくための糸口とすることをゴールとしていただきたいです。できるだけたくさんアイデアを出して、力を合わせていただきたいと思えます。

また、先日、川崎市で非常に痛ましい事件があったその日の下校時間に、偶然、私はある小学校の周辺にいたのですが、地域の見守りの方々がたくさん通学路に立ち、先生方が付き添いをし、そして、保護者が迎える。その中で子どもたちが帰宅を支えてもらっている光景を見ることになりました。子どもたちも非常に神妙な面持ちで大人にに応じている姿を見て、本当に大人が本気を出せば必ず子どもに伝わるのだと思いました。そうした痛ましい事件をきっかけにではなく、今回はこのような前向きの取り組みをきっかけに大人の本気を見せていきたいと思うわけです。これまで児童生徒の代表を対象として、「きずな」サミットやいじめストップ・リーダー研修などが行われてきましたが、今後は、大人たちもまた同じように取り組んでいるのだという本気を子どもたちに示せるように活動していきたいと思います。

また、リーフレット、ポスター、市政だよりによる周知や校長、教頭への通知、生徒指導担当等への研修会の実施というのは、こうした時でなくても通常普通に行われる方略ではないかと思えます。これはもちろんベースとなりますが、今回、市や我々が特段の思いと力を込めているということをもっと伝える周知方法はないのかと素朴な印象を持ちました。これは恐らく大人の発想だけでは無理で、児童生徒や地域から斬新なアイデアを募っていくぐらいの気持ちがあってもいいかなと思ったところです。

○郡市長 ありがとうございます。

いじめ防止基本方針の改定が各学校でこれから行われるわけですが、そこに子どもたちの参画をぜひお願いしたいと思っています。そのプロセスが、子どもたちにとっても、いじめの防止ということについていろいろな気づきが生まれる大きなきっかけにもなると思っています。ぜひ、そのようにしてもらいたいと私も思っています。

また、その改定において、それぞれの学校で画一的なものではない特色のある取り組みをしていただいているのではないかとというニュアンスで受けとめさせていただきました。子どもたちも自分たちの中で、どういうアイデアが出てくるのか、そしてまた、その地域や学校によって、特色のある取り組みが出てきて、それがまたいろいろな部分で参考になって広がっていくということも生まれてくるのだろうと期待もしたいと思っています。それが仙台市全体の子どもたちの成長にもつながっていくのだろうという思いでお聞かせをいただきました。

それでは、次に、阿子島委員にお願いいたします。

○阿子島委員 私からは2点お話しさせていただきたいと思っています。

1点目は、仙台市いじめの防止等に関する条例には、いじめの禁止及び児童生徒の心構え、市、教育委員会、市立学校及び市立学校の教職員、保護者、地域住民の責務等が記載されていますが、市民にその内容がなかなか浸透していないのではないかと思います。学校での学習支援や登下校見守りボランティアなどを行っている地域住民の方々も、関心はあるにもかかわらず、実際にはどう対応しているのかわからないのが現状です。先ほどご紹介にもありましたが、市政だよりの6月号に特集記事が掲載され、広報チラシを各町内会で回覧することにもなっておりますが、町内会に加入していない方もいるところがございます。

そこで一案として、仙台市立小学校と鶴谷特別支援学校に開設されている学区内の成人を対象にした社会学級の講座で、主事としてご指導いただいている校長先生に、仙台市いじめの防止等に関する条例や各学校の学校いじめ防止基本方針について講話していただき、それぞれの学校の現状や取り組みをお話ししていただくとともに、地域住民の方々をお願いしたいことを具体的に教えていただく機会を設けていただくのがよいのではないかと考えられます。社会学級生は、自らの学びを地域や学校、そして、子どもたちに還元していくようにと伝えて生涯学習を続けていますし、学校支援地域本部やマイスクール、放課後子ども教室等で活躍している方も大勢いるからです。

さらに、各市民センターでも講座を開設していただき、現在の学校を取り巻く状況を理解するとともに、市民がいじめについて考える機会を持つことが大切なのではないかと思われまます。そして、地域全体で児童生徒が安心して学習し、活動することができる安全な環境づくりを行っていただけるように期待しています。

また、地域住民には、地域における活動及び行事に児童生徒が参加したときに、お互いの顔がわかる温かい交流を行っていただけるよう居心地がよい地域づくりをしていただくことが望まれます。なお、先生方にも地域住民がボランティア等で学校へ行った際には、気軽に情報交換ができるような対応をお願いしたいと思います。

このほか、新入学児童生徒への保護者説明会の際や地域住民が参加する機会のある行事等でも、学校から一言、現状説明をしていただけると、常に地域全体で子どもたちを見守っていこうという意識が高まるのではないかと考えられます。

次に2点目は、学校での取り組みについてです。今回の条例ができたことにより、各学校では学校いじめ防止基本方針の見直しが行われ、教職員とともに児童生徒、保護者、地域住民が改めていじめについて考えることとなりました。そして、いじめの未

然防止、早期発見、発生時の対応について、学校、保護者、地域の連携の必要性も改めて確認されています。そこで、実際にいじめ等への対応が行われる際には、当事者である児童生徒だけではなく、保護者同士がいじめの実態を理解し解決した後も、お互いの認識のずれが起こらないようにしていただきたいと思います。

先日、いじめに対して、学校が迅速に対応し、児童生徒同士の関係が改善されたので、被害者の保護者は相手方の保護者を知っていることから、当事者同士が解決したならそれでいいですと相手方の保護者を含めた話し合いを行わなかったところ、後日、相手方の保護者が納得していなかったとの話を聞かされ、これからの学校生活に一抹の不安を抱いたという話を伺いました。そのため、当事者の児童生徒が早期に関係を改善しても、周りの人たちに認識のずれが出ては、関係が悪化することも考えられますので、いじめ等の対応の際は、当事者である児童生徒が安心して学校生活が行えるように配慮することが第一ですが、その保護者、そして先生方との間でも認識にずれが出てこないように、いじめ等の実態をしっかりと理解し、改善された関係が継続していけるような働きかけをお願いいたします。

また、先生方同士でも学校内でいじめ等が行われているとわかった際には、お互いに情報を共有して速やかに対応するとともに、解決がなされた後も学校全体で児童生徒を見守っていける態勢を保っていただきたいと思います。私からは以上です。

○郡市長 市民への浸透についてのお話と、共通の認識を持つという2つのお話をいただいたと思います。

1点目の市民への浸透ということで、社会学級や市民センターでの講座あるいは新入学時の説明会など、さまざまな機会を捉えて浸透を図るべきではないかというご提案をいただきました。条例の理念を浸透させていくためには、ご指摘のような機会を捉えて取り組んでいくということで、参考にさせていただきたいと思います。

また、認識のずれについてですが、これは大変大きな課題だと思っております。子どもたち当事者間の認識、そして、保護者同士の認識、また、学校と保護者の認識、教師同士の認識、さまざまありますが、そこでずれが生じてくるということはこれまでもあり、このことも大きな課題だと思っております。今、学校や教育委員会だけでは解決できない事例も出てきておまして、今、市長部局で相談体制についても検討を進めるよう指示を行い、実際に検討をしているところでございます。重要な点でご指摘をいただきましてありがとうございました。

では次は、花輪委員お願いをいたします。

○花輪委員 この間条例が制定されて、基本方針が改定され、さらには重大事態に対する対処方針等々が制定されてきました。制度的、法的な観点から整ってきておりますが、それらを実効性のあるものにするためという観点から2点お話しさせていただきます。

1つ目は、学校いじめ防止基本方針の改定にあたって、既にお話しがありましたように、学校、児童生徒、保護者、地域住民、この4者間の議論が大切なのではないのでしょうか。改定のプロセスそのものが重要であると考えます。単に学校側から、今回の条例制定等に従ってこのようにしたいという改定案をおろしていき、それに対する意見を聴取するというのではなくて、2者間あるいは3者間、4者間で意見交換や議論をして、さまざまな提案を受ける中からつくり上げていく、そういうことが最も重要ではないかと思えます。これは、時間や労力もかなりかかることですが、このようなプロセスを踏むことが、いじめ防止に関する深い理解が共有されていくプロセスであると考えます。繰り返しになりますが、現場の先生方にとっては負担になるかもしれませんが、改定のプロセスそのものがいじめ防止の一つの重要な施策であるという位置づけで方針の改定が行われることを期待しております。

2点目は地域との連携についてです。4月以降、今回の条例等の説明を地域住民の方に行っているということをお伺いいたしました。これは地域の人たちを含めた社会全体でいじめを防止するという精神をもとに行われていると思えます。その中で、少なからず何をやればいいのかわからないという意見が出たとお聞きしております。これに対しては、ある地域ではこのような事例があるなどと具体的な行動案を示すことも大事なのではないのでしょうか。歴史があって幅広い世代の人たちが住む地域と新たに開発された歴史の浅い比較的若い世代の人たちで構成されている地域とでは、おのずと地域と学校との協力や協働の内容が異なってくるものと思えます。その意味で、学校いじめ防止基本方針を改定するプロセスの中で、具体的な行動案を議論していくことが重要だと思います。教育委員会にあっては、これまでの活動の中から市全体で共有することが有益なものを事例案として作成したり、ワークショップなどを開催したりすることも意味があるのではないかと考えています。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。2点、ご意見を頂戴いたしました。

1点目、学校いじめ防止基本方針の改定におけるプロセスが重要だということでございます。それ自体をいじめ防止の一つの施策と位置づけていくということは、私ども

も同感でございます。学校の負担はあるかもしれませんが、この機会にぜひこのプロセスを大切にしてもらいたいと思っております。いろいろな意見が活発に出てくることを期待させていただきます。

そして、地域との連携についてですが、その地域特性も踏まえた上で具体的な形で進めていただきたい。そして、提案いただいた好事例等も含めて、横展開していくべきというご意見でございました。

本当に重要な視点でご提案いただきました。ぜひさまざまな施策について、そのような視点を大切にしていってまいりたいと存じます。

では、里村委員、お願いいたします。

○里村委員 私からもいじめ防止の実効性を高めるという観点から幾つか意見を申し上げたいと思います。

1つは、校長のリーダーシップの件です。先般の教育委員会から各校長宛ての通知書の冒頭にも、各学校におけるいじめ防止の総責任者は校長であるということが書かれています。このことは、いろいろな局面でこの原点に立ち戻って施策を打っていかねばいけないし、校長先生ともよく話し合いをしながらいじめ防止に向き合うということだろうと思います。

この学校いじめ防止基本方針の策定にあたりまして、今、花輪委員からご意見がありましたように、4者間でいろいろと改定のプロセスを大事にしながら話し合うということが本当に大事だと思いますが、この点についても最終的には校長のリーダーシップが欠かせないのではないかと思います。そして、その校長のリーダーシップについて、適切な指導を求められれば、教育委員会からも支援をしていかなければいけないと思います。

それから、教育委員会では各種研修会を先生方に予定しておりますが、日本では講師と受講者との間で意見交換する場が少なく、一方的な研修になっている例が非常に多く見られます。参加した先生方がお互いに悩みを交換する、コミュニケーションをとれる機会をつくることによって研修会自体が非常に有意義なものになるのではないかと思います。

2点目は、全ての局区長で構成する全体会議等も含めて、仙台市全体でいじめの防止に取り組んでいくという非常にいい仕組みができたと思います。その観点から付け加えますと、いじめ対策推進室、また児童相談所を所管している子供未来局と教育委員

会との連携強化が欠かせないと思います。今日の会議には、子供未来局長ほか関係者にも出席いただいておりますが、いじめ防止を仙台市全体で取り組むというのが、この基本方針の精神でもありますので、ぜひ、この条例制定を機会に、縦割り組織の壁を越えた関係部署の連携強化、具体的な施策を定めて実効性を高めるように運営していくことが必要ではないかと思っております。

次に、学校からの相談窓口です。教育委員会内での相談窓口体制について、どのように強化充実していくかを考えていかなければいけないと思っております。

それから、学校と児童相談所の連携強化も試みる必要があるのではないのでしょうか。いじめ問題は、危機管理の問題でもあります。危機管理をするということは、組織の壁を越えた情報交換や対策の検討がどうしても必要だと思っておりますので、この点についても実効性を高める観点から今後の宿題としてやっていかなければいけないのではないかと思います。

そして、いじめ防止に係る地域のかかわりです。これは非常に大事な視点で、そういう形で基本方針もできているわけですが、やや地域によって事情が異なるので戸惑いがあるという声があることを伺いました。地域としても正面から向かうという気持ちがあるからこそ戸惑っているのではないかと思います。そうした地域の戸惑いをどう受けとめて、戸惑いのないようにしていくかということが重要ですので、地域の多様性を受容するという懐の深さが必要ではないかと思っております。

最後に、児童支援教諭の配置校拡充について申し上げます。児童支援教諭の配置拡充によって、児童間のトラブルが発生したときに、学級担任からすぐにその事実確認を行い、管理職と対応方針を決めたり、迅速な対応が可能になったという報告が出ています。これは、学級担任の負担軽減にもつながっているということですので、施策の有効性をさらに確認しながらだとは思いますが、配置校の拡充を図るべきだと思います。少し話が早いかもしれませんが、来年度の予算編成にも、その着意を失わずに検討していただきたいと思っております。中学校等へはいじめ対策専任教諭を全校に配置済みと伺っていますので、小学校について、この点を拡充する施策を検討してはどうかということです。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

里村委員からは何点かご指摘がございましたが、まず、校長先生のリーダーシップがとても大きいということがございます。まさにそのとおりでありまして、校長先生が

いかに学校全体のチーム力を引き上げていけるかというそのリーダーシップに係るところが大きいと思っております。

それから、いじめの防止ということで、市役所全体あるいは地域との連携の強化ということでご指摘が幾つかございました。市役所の中でも全庁的に取り組むべきだということで、全ての局区長が集まる会を持たせていただいたことはご報告させていただきましたが、そこで定期的に議論してまいりたいと思いますし、全職員にこの理念が浸透するよう努力をさせていただきます。何よりもこれは教育委員会、子供未来局だけの話でもありません。それぞれも一市民であり、一地域の中の構成員であり、そしてまた子どもの親という立場もあるかと思えます。そういった全てのことを含めた上で、市役所内全庁一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

今後もこの総合教育会議を含めて、皆様方と活発なご意見を頂戴しながら施策を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、教育長に今までのお話を含めた上でお話をいただきたいと思えます。

○佐々木教育長 本年4月に条例が施行となりまして、この間、教育委員会としても社会全体で子どもたちを支えるという条例の理念が浸透するよう取り組みを進めてきたところでございます。

特に多くの委員からお話があったのは、学校におけるいじめ防止基本方針の改定にあたり、児童生徒、保護者、地域の方々の参画が必要だということでございました。この点につきましては、私どもも同じように考えておりまして、4月の臨時の合同校長会におきましても、児童生徒の参画、地域の意見交換を具体的に進める手順についてもお伝えしたところでございます。こうしたプロセスを通じまして、学校を支えていただく、あるいは学校が地域と交流を持っていくというきっかけにもなればと考えております。

また、地域のかかわりということで、地域の方々がどのようなことをしていけばいいのか悩んでおられるというご意見もございました。地域の皆様方には、これまでも登下校時の見守りや放課後活動あるいは地域の行事、お祭りなどを含めましてさまざま学校とかかわりを持っていただき、支えていただいているという認識でございます。こうした活動、大人の取り組みというのが、子どもたちにとっても、地域で支えられている、あるいは自分自身の有用感にもつながるということで、いじめ問題を含めて効果があるものと思っております。今後とも、地域それぞれに特徴、特性があります

ので、その地域に応じた活動を進めていただきたいと思います。また、ほかの地域でこうしたいい事例があるということも共有できるよう取り組みを進めていきたいと思っておりますし、また、子供未来局あるいは市民局を始め各局、各区とも連携を図りながら、さまざまな事業を進めていきたいと思っております。

また、教員研修につきましては、個別に小規模の研修も行いながら、より浸透を図ってまいりたいと思っております。

最後に、学校が今どのようなことに取り組んでいるか、あるいは児童生徒がどのような活動を行っているかという情報発信も、地域の皆様に学校を理解していただくためには大変大事かと思っておりますので、各学校から地域の方々にさまざまな場面を通じて、この情報発信にも努めていただくよう指導してまいりたいと思っております。以上でございます。

○郡市長 ありがとうございます。本当に貴重なご意見を賜りました。この条例の理念が広く社会全体に浸透するよう、教育委員会と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

(2) 不登校対策について

○郡市長 では、次の協議題に入らせていただきます。(2) 不登校対策についてです。

仙台市における不登校児童生徒数は、年々増加傾向にございます。その要因はさまざまあるのだろーと思っておりますが、仙台市の教育行政において喫緊の課題であることは間違いなく、さらなる手だてを講じていかねばならないと思っております。

この不登校の問題につきまして、教育委員の皆様方それぞれの分野における視点からご意見をお聞かせいただきまして、議論を進めていただき、これからの施策に反映できればと考えているところでございます。本日は、3月に仙台市不登校対策検討委員会がおまとめになられた報告書を教育委員会から資料として配付させていただきました。

まず、教育局の担当からこの資料について説明をお願いしたいと思います。

○事務局 本市では、不登校の課題解決に向け、実効性のある対策を検討するため、平成29年12月に学識経験者や学校関係者等で構成する仙台市不登校対策検討委員会を設置いたしました。

「配布資料2」、1の(2)をごらんください。不登校児童生徒の実態把握に関する調査についてです。

検討委員会では、不登校の現状や実態を把握するため、市立小中学校児童生徒の担任、不登校児童生徒の保護者、各学校や教育委員会に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対するアンケート調査を実施しました。その結果、学校とスクールカウンセラー等を含む専門家や専門機関との連携が十分ではない、ほとんどの学校に設置している別室について、そこでの対応が必ずしも十分ではない、学習のつまづきや発達障害等が不登校の要因の一つになっている可能性がある、不登校は小学校4年生で出現率が上がっている、不登校児童生徒への対応について保護者と学校側の認識のずれがあるなどの課題が挙げられました。

検討委員会では、アンケート結果などを参考にしながら議論を重ねました。平成31年3月15日に報告書をいただいたところです。

2、提言にありますように、報告書では、不登校対策では学校や児童生徒等の状況や状態に応じた段階的対応・支援を考慮する必要があるとして、その観点から、普段の学校生活における安定した基盤づくりと不登校支援を段階的に分けて提言をまとめていただきました。

(1) 安定した学校生活の基盤づくりでは、①学校組織・体制の改善、②個々の児童生徒の実態に応じた支援体制の充実、③研修体制の充実、④専門スタッフや関係機関の有効活用として4つの項目、そして、それぞれの項目の中に具体的に14の施策を挙げていただきました。

また、(2) 不登校児童生徒への支援では、支援体制の推進・整備、②不登校児童生徒に対する支援の充実、③研修体制・内容の充実、④保護者支援の4つの項目と、11の施策を挙げていただきました。

最後に(3) その他として、本市の不登校対策について、進捗状況の確認・評価を行うために、(仮称)不登校対策検討・評価委員会を設置することについても提言をいただきました。説明は以上です。

○郡市長 ただいま教育局から説明がございました。今後の不登校対策を進めるにあたりまして、必要な視点、考え方など、幅広く委員の皆様方からご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

では、花輪委員からお願いしたいと存じます。

○花輪委員 平成29年度の統計によりますと、本市の児童生徒の不登校率は2.01%ということで、全国平均の1.46%を大きく上回っております。いじめ問題と同様

に不登校問題は本市の喫緊で最も重要な教育課題であると言えます。

この報告書に基づきまして、3点について意見を述べさせていただきます。1つ目は、引き続き検討する委員会を設置して議論すべきであるという点です。提言のその他に記載してありますが、より広く、かつ深く分析してこの問題の解消に向けてどのような施策が望ましいのかを議論する委員会を早急に設置すべきであると思います。とりわけ学校内の組織体制をどうするのかについて、いじめ対策のための組織体制は既に設けられておりますが、それとの関係でこの不登校問題に対応する組織がどうあるべきかが議論されるべきであろうと思います。

2点目です。保護者との信頼関係の構築ということで、学校側へのアンケートでは保護者との連携がうまくいっている、あるいはある程度うまくいっているが85%となっているのに対して、保護者へのアンケート結果からは、学校との連携がうまくいっている、あるいはある程度うまくいっているが38%、一方、あまりうまくいっていない、うまくいっていないが34%と、ほぼ同一であります。このことは両者間で認識に齟齬があり、信頼関係がうまく構築されていないということなんだろうと思います。

教育委員会では以前より不登校対策ハンドブックを作成して、学校教員側に対し丁寧な対応をとるよう指導を行ってきておりますが、これだけではまだまだ不十分であるということの表れなのであると思います。

不登校問題の解消は、いじめ問題と同様、保護者との協働が不可欠でありますので、信頼関係の構築は非常に重要であります。不登校問題でも、家族に寄り添った対応が望まれるのではないかと思います。

3点目は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校訪問対応相談員等々の人的支援のさらなる投入をすべきであろうと思います。保護者へのアンケートで、教員以外の専門家のさらなる増員の必要性が浮かび上がってきたと思います。スクールカウンセラーは保護者に認知され、多くの事例で実際に相談されているという結果でしたが、来校日数が少ないという問題点が挙がっております。スクールソーシャルワーカーについても来校日数が少ないということが指摘されています。また、認知度が低い、かつ何を相談すればいいのかわからないということも挙げられました。スクールソーシャルワーカーの存在、その役割についてのさらなる周知、広報が必要ではないかと思っています。

また、昨年度から一部の学校で学校訪問対応相談員の派遣制度を施行しておりますが、それに対して成果が認められるという判断がなされております。各専門家の役割が適切に認識され、活用されるということが大前提ですが、次年度以降も引き続きこれらの専門家を増員することが望まれるのではないかと思います。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。検討委員会の報告書において注目すべき点の一つが保護者と学校の認識のずれということでございます。花輪委員ご指摘のように、この問題を解きほぐしていくことがこの不登校対策を進める重要なポイントだと認識をいたします。

それから、スクールソーシャルワーカーの認知度が低いということもございまして、効果的に専門家の方々に活動していただくために周知広報は不可欠でございます。一層の取り組みを事務局と考えてまいりたいと思います。

次に、阿子島委員、いかがでしょうか。

○阿子島委員 毎年増加している不登校について、現在もさまざまな取り組みがなされておりますが、不登校になった原因が複雑なため、一人一人に向き合った対応も難しいのが現状です。本来は児童生徒から普段と違う様子が見受けられ、不安や心配そうな素振りが見られたら、ほかの先生にも相談して複数の先生方で児童生徒の様子を見ていき、いじめやそのほかの原因を早期に発見できると、休みが長期化する前に対策を講じることができると思われませんが、先生方は多忙を極めていますし、児童生徒も先生方にすぐ相談しにくい状況が見受けられています。

今回まとめられた仙台市不登校対策検討委員会の報告書の提言には、主に、安定した学校生活の基盤づくりと不登校児童生徒への支援について記載されているのを拝見いたしました。私もこの2つの視点からお話しさせていただきたいと思います。

初めに、1、安定した学校生活の基盤づくりとしては、特に児童生徒や保護者に対する相談対応などの教職員によるチーム支援体制を確実なものとする学校内の体制づくりと日々の実践をお願いいたします。教職員が児童生徒の状態を理解し、情報を共有していくことで、児童生徒や保護者との信頼関係を築くことができるとともに、お互いに児童生徒への理解にずれが生じないようにしていくことが重要だと考えられるからです。そのためにも、校長のリーダーシップのもと、学校マネジメント力を向上させていくことを期待しています。

また、不登校の背景要因の一つと考えられる人間関係面での改善を促す意味から、教

職員による適切な集団づくりや人間関係づくりを促進させて、児童生徒が安心して過ごせる居場所をつくっていくことが必要だと考えられます。

さらに、児童生徒に対しては、自己理解、他者理解を深めるためのソーシャルスキルトレーニングやストレスマネジメント等の人間関係づくりプログラムやたくましく生きる力育成プログラム等を実践していくことも重要になってきています。現代は子どもたちを取り巻く環境の変化が目まぐるしく、人間関係を築き上げるのが難しくなっていますので、自分づくり教育の充実がより一層望まれます。

次に、2、不登校児童生徒への支援については、不登校の初期段階や不登校状態にある児童生徒に対する別室登校への支援と環境整備を行っていただきたいと思います。学校内の教職員が年間を通して専任できればいいのですが、人数不足や多忙化のため、別室登校の支援にずっとかかわっていくことが難しいのが現状です。

先ほど花輪委員からもお話がありましたが、学校訪問相談員が派遣された学校では成果が認められていますので、より多くの学校に派遣できるよう、学校訪問相談員の充実を期待しています。

なお、学習支援も大きな課題ですので、別室登校してきた児童生徒はもちろん、なかなか学校に来られない児童生徒についても、個々の特性や学力に応じた支援が行われて、中学校卒業、そしてその後につなげていけるような体制づくりの検討、整備が望まれます。

その観点から、学校内における不登校対策委員会のチームとしての対応力を強化していくことがさらに重要になってきています。各担当教職員はもとよりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人員の確保が望まれますし、学校外機関との連携を推進して、さまざまな角度から支援できる体制づくりがますます必要になってきています。これからも社会全体で児童生徒の成長を見守り、支援を継続していくことができるように、保護者や地域住民に対しての研修、セミナー等を行っていただきたいと思います。私からは以上です。

○郡市長 ありがとうございます。不登校の対策の推進にあたっては、未然防止から別室登校への対応、学校全体の組織体制の強化など、総合的に進めていく必要があると認識をしております。

学校訪問相談員につきましては、昨年度からこの事業を開始しておりますが、現在、相談員3名が子どもたちの悩みや不安を受けとめて、働きかけを行い、確実に登校す

る機会が増えてきているということでもございました。こうした状況を把握して、今後の取り組みを検討してまいりたいと思います。

では、次に里村委員、いかがでしょうか。

○里村委員 新しい学習指導要領の基本的な考えと、仙台市が取り組もうとしている不登校対策については、齟齬がなく方向が一致していると思います。それから、この不登校対策検討委員会の報告書も、非常によくできていると思いますし、この3月に出された不登校対策のハンドブックも分かりやすくできていると思います。

したがって、我々がこれからやることは具体的な施策だと思います。例えば、保護者と学校側の認識のギャップについても、我々はその認識のギャップが大きな問題だと理解することを越えて、次の一手を考えていかなければいけないと思います。保護者と学校側の認識ギャップを埋めるために、仙台市は何をやりましたかという問いにきちんと答えなければいけない。つまり施策づくりだと思います。そして、その施策もつくれば全てが有効かどうかわからないので、その検証を見ながら改善をしていくということだと思います。

それから、ある一定の期間が経過した後、実施した施策について、こういう効果があったがこの点については改善を要する、という議論ができないと不登校対策にはならないと思います。

また、当事者である学校と保護者の間のギャップは、第三者的立場にある者がそれを埋める役割を果たす余地があるのではないかということです。そのために教育委員会がその役割の一端を果たすことができないだろうかという検討も必要だと思います。そうした役割も含めて検討していかなければいけないと思います。

次に、不登校については、欠席が年間30日以上に至らなければ重大だとは言えないというものや、不登校といじめ問題は全く概念が違う、という形式の議論がやや強かったように思います。もう少し総体的に見て対応策を考えていかなければいけないと思います。

そして、不登校は、重大な教育問題の危機管理の兆候でもあるわけですから、もっと慎重に学校も含めて状況を理解するという感度を磨かなければいけないと思います。

その意味で、先般、欠席日数が15日に達した段階で教育委員会に報告するよう通達したことについては非常に有効に働くのではないかと思います。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。本市独自の取り組みとして、30日ではなくて15

日欠席をした場合にはすぐに教育委員会へ報告するということで取り組ませていただいております。それぞれ兆しを丁寧に把握して対応していくということに直結するものだろうと認識しております。

また、不登校をはじめ、AとBのギャップを埋めていくCという機関が必要ではないかというお話がございました。そうした相談機関の体制強化について重要なご意見をいただいたと認識いたしました。新年度に向けて、どのようなことができるのか、事務局と考えてまいりたいと思います。

では、次に中村委員にお願いいたします。

○中村委員 不登校は全国的に年々増加しており、仙台市もその例外ではありません。そのきっかけはたくさんの要因が複雑に絡み合っていて、解決がとても難しいものになっていると思っております。

そうした中、不登校を生まないためには、魅力のある学校、行きたくなる学校、居心地がいい学校を目指さなければいけないと思っております。それには魅力のある授業や行きたくなる学級づくりが大切になります。多忙化解消にもつながることですが、先生方がそのような授業や学級づくりができるよう、周りの環境を整えてあげることも大切なことの一つではないかと思っております。

次に、児童生徒、そしてその保護者の心のケアのために、より一層スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校訪問対応相談員を活用することが望ましいと考えております。不登校児童生徒の保護者のアンケートから、スクールカウンセラーの認知度は高いが、スクールソーシャルワーカーの存在を知らないという方が83%もいるという実態が見えてきました。

児童生徒の抱える問題だけでなく、家庭、学校、地域をつなぎ、問題解決に向けて支援をしてくれる福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの存在は、保護者にとってとても心強いものだと思います。保護者としては、その児童生徒の進路も大変気になりますでしょうし、保護者同士のネットワークも欲しいものだと思います。児童生徒の居場所をつくることはもちろんですが、その保護者のための居場所や心のよりどころをつくることも大切な支援の一つだと思います。これまでもその存在については伝えてきましたが、この結果から、周知のための広報を再度検討する必要があるのではないのでしょうか。

また、不登校だった児童生徒が学校に戻ってきてくれるというのは大変うれしいこと

ではありますが、最初に申し上げたとおり、その解決はとても難しいものです。そこで、児童生徒を復帰させるという考えだけではなく、例えば別室登校やオンライン学習、フリースクールなど、さまざまな教育の形を提案しながら、その子にベストな教育機会を確保することも必要だと思います。

最後に、別室登校についてですが、別室に登校してくる児童生徒は学年もばらばらです。連絡事項などがあっても、それぞれの担任が入れかわり立ちかわり来るという形になり、担任も大変だと思います。実は2年前に伺った学校では、この別室に担任をつけていました。別室の担任は連絡事項なども確認し、児童生徒に伝えるなどして、そこに一つのきちんとした教室をつくっていました。教職員に余裕があるわけではありませんでしたが、自校でそういうところは工夫をし、担任をつけることで、そこがちゃんと自分のクラスである、自分の居場所であるということを自覚させ、安心させるためだとお聞きしました。大変よい取り組みではないかなと思います。

このようなさまざまな取り組みを共有できる機会が必要ですし、こういったよい取り組みならば伸ばしていけるよう支援することも必要だと思います。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。幾つかご指摘がありましたが、私も無理に復帰させることがその子どものためになるのかどうかということもあり、一人一人に向き合っ
て、きめ細かい対応を行うことが重要だと思います。

検討委員会では在籍学級外教室という仮称を用いたようですが、これについてもいろいろと考えていく必要もあるのだろうとっております。今、いろいろと人的な支援についてもお話がございましたが、別室の担任配置というのは費用もかかってまいりますので、限られた財源の中でどのようにできるのか、検討してまいりたいと思います。

では、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 不登校に限らず何か課題があると、予防、問題を抱えている人への対応、そしてその問題が薄らいできたときのフォローケア、そういった3つの側面から考えることになります。

今は、不登校を抱えている人たちへ向けて、特に別室のことと学習支援のこと、そして保護者支援の3つに絞って、なぜそれが重要かということを具体的に申し上げたいと思います。

まず別室は、部屋を設けているかどうかではなく、それがどう機能しているかという

ことが重要です。居場所という言葉がありますが、それは物理的な場所とともに、心理的に安全で安心であるということを示して初めて居場所になります。学校によっていろいろな事情があると思いますが、どの学校においても児童生徒が来たときに受け入れ、見守り、そして親身に一緒に考えてくれる人がそこにいるように検討してほしいと思います。

2点目は学習支援です。学習のつまずきが不登校の原因になるということもありますし、不登校になったことで学習が遅れ、さらに戻りにくくなるなど、悪循環のもとになることもあります。改めて確認したいのは、「わかる」ということはどんな子どもにとっても嬉しいことであり、本来、児童生徒は学びたがっているということです。不登校というと、どうしても児童生徒が登校を嫌がっている点ばかりが焦点化され、不登校対策は原因を探して取り除くという方向に注力したり、心のケアの面が優先され、周囲の対応も次第に慎重になっていきがちです。ただ、本人にとってもまだ明確ではないようなその原因を求めていくというよりは、学習支援が当てはまる子どもたちもいると思います。ご提案いただいたオンライン学習なども含め、学習支援の選択肢が広がることは大変ありがたいことと思っています。

3つ目が保護者支援です。児童生徒への支援というのは、保護者支援とセットです。不登校の子どもを持つ保護者は、子どもにどう対応していくかに悩んでおられます。助言に合わせてやってみても子どもに変化が見えないと、いつまでこうしていいいいのか、このままではひきこもりになるのではないかと、いつも不安を抱えて悩みは尽きません。

一方、そのように自分が親に心配をかけているということを負担に感じている子どもたちも多いと思います。親の気持ちや家庭の雰囲気が少しでもよくなることは、子どもにとっても大きな意味があるということです。不登校については、教師、心理士、ワーカー、そのような外部支援の有効活用もいろいろと準備してくださっていますので、ぜひそれを保護者支援のためにも多職種の有機的な連携を図って活用していただきたいというのが3つ目です。

○郡市長 ありがとうございます。重要なお指摘を3点いただきました。まず、別室は物理的なところだけではなく、いかにその子どもたちの寄り添いに資するものになるかというご視点だと思います。事務局とともに考えていきたいと思っています。

次に学習支援ですが、これまでは学習の進み方に合わせてプリントなどで個別の対応

を行ってきていると聞いておりますが、どのような学習支援が必要なのか考えてみたいと存じます。

そして保護者支援ですが、これは本当に大きなことです。専門家の支援を受けて連携を進められるように、どういう社会的な資源を活用できるのかも含めて考えていかなければいけないと思います。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 私のほうからは、新たな発想で学校教育、学校システムというものを考えていかなければならない時期に達しているのではないかということについてお話しをさせていただきます。子どもたちの不登校の心持ちを考えますと、行かなければならないけど行けない、行きたいけど行けない。その要因はさまざまで、勉強、そして生活など非常に背景が複雑です。ですから、ある一つのことを解決すれば不登校がなくなるということでは決してないのだと受けとめているところです。

一つの例になりますが、文科省と厚労省が行った平成30年度の大学、高等専門学校などの卒業者の就職状況調査で、24.3%が就職を希望しないということです。また、内閣府が今年3月に発表しましたが、40歳から64歳までの方で集団になじまず自宅におられる方というのが61万人いるとのこと。身近なことでは、先ほど阿子島委員からいじめ問題の関係で、町内会の加入率が下がっているというお話もありました。また、周りを見ると、芸術文化団体やスポーツ団体に加入する若者がほとんどいなくなっているという状況です。そのため、大人の世界にもいわゆる集団と個の関係のあり方が変化してきているということが言えると思います。

阪神・淡路大震災、そして東日本大震災のときに不登校がほとんどなくなったという現象があります。また、地域でも非常に結束力が高まったということがあります。ですから、社会に何か変化が起これば、環境が変われば、組織の関係や意識が変わってくると思いますが、そう簡単に社会を変えるにわけにいきません。ただ、学校のあり方は変えることができるのではないかと思います。学校に対する教育という考え方の捉え直しということです。そういう時代に入ってきているのかと思います。今まで学校教育は社会性の育成を目指して、さまざまな教育を一括して効率よく運営することであったのだと思います。それで効果も上げてきたのだと思います。ところが、その一括になじまなくなっている子どもたちが増えているということです。教育の機会均等といいますが、従来行っている同じ内容を、同じ集団で、そして同じパターンで

一斉に行うということだったのですが、そろそろ、そういう子どもたちに対する個別対応を考えていかなければならないと思っています。

学校教育全体を変えるというのは大変難しいことですので、できるところから変えていくという方法があるのかなと思います。今、学校で行っている従来のコースとあわせて、例えば個別対応コース、個別学習ができるコースを設定するということです。別室登校については、市内の小学校で74%、中学校で92%実施しています。この別室登校が持つ、不登校の児童生徒が行くところという負のイメージを取り除き認めてやるという考え方もあるのではないかと思います。個別学習ができるコースというのは、集団になじめない子どもたちが避難するコースであったり、逃避するコースではなくて、児童生徒が自ら自分に合った学校教育として選択できる機会としていくのもあるのかなと思います。

そうなりますと、予算などの問題もあります。ただ、先ほど申し上げたとおり、61万人もの人たちが自宅におられるということは、社会にとっても大きな損失だと思います。仙台市だけではなく、国全体で子どもたちの教育のあり方のシステムをもう一度考えるいい時期なのかなと思います。以上です。

- 郡市長 大変興味深く、私自身もいろいろと考える、そういうご意見を頂戴いたしました。学校教育全体を見直していく時期ではないかということでもあります。なかなか簡単に答えを見出すことは難しいのだろうとは思いますが、一人一人の子どもたちが安心して、そして学ぶことが楽しいと思う、そういう教育環境をどう捉えるべきなのか、さまざまな選択肢を提示していくということがこれから先どういうことができるのかということも含めて、非常に考えるべきご意見を頂戴したと思っております。ありがとうございました。

それでは、教育長、いかがでしょうか。

- 佐々木教育長 不登校対策につきまして、皆様方からたくさんご意見をいただきました。その中で3点、私のほうからお話ししたいと思います。

特に委員の皆様から多くの意見としまして、別室登校、別室のあり方ということがございました。児童生徒の居場所の一つとして、また教室復帰への足がかりとして大変重要な位置づけになるものと考えております。現在、各学校においては限られたスペース、限られた教職員の中でやりくりをしておりますが、今後の不登校対策の充実という視点から申し上げますと、特にマンパワーの確保は大きな要素であろうと思いま

す。この点につきましては、従事していただく方とともに、予算的な面も含めまして今後検討を進めていきたいと思っております。多くの学校で、先生方、また児童生徒がよくなったと思えるような仕組みづくりを検討していきたいと思っております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部の専門職の方の活用というご意見もございました。スクールカウンセラーについては、いじめ問題もあって、仙台市としてはかなり確保してきているところがございますが、その一方で、スクールソーシャルワーカーについては認知度という点でもこれからというところは私も感じております。各家庭においては、経済的な事由ですとか、あるいは家庭内での高齢者の介護、あるいは育児、こういった福祉的な支援を求めているという点もございます。学校でもいち早くそういったニーズを把握し、あるいは保護者の方々にも手を挙げていただくということも必要だと思っておりますので、この点は引き続き学校にも活用を促すとともに、保護者の方へも提案できるよう、進めていきたいと思っております。

それから、昨年度から学校訪問対応相談員をスタートいたしました。委員の皆様方からお話がありましたように、訪問先で児童生徒の方が別室登校できるようになったなどの効果がございますので、この相談員の拡充ということは今後の不登校対策の大きな柱の一つとなると思っております。これもマンパワーの確保という課題がございますので、その点も十分考えながら拡充を進めていきたいと思っております。

不登校対策につきましては、さまざまな視点から総合的に取り組む必要があると思っております。3月にいただいた検討委員会からの提言、これを私どももしっかりと今後の施策に生かすことができますよう、進めてまいりたいと思っております。私からは以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

教育機会確保法という新しい法律が施行されて、多様な、そしてまた適切な学習活動の重要性がうたわれてもおりますし、今日いただきました委員の皆様方の示唆に富むご意見、本当にありがたいと思っております。

それぞれの子どもたちにとってどのような教育の形が最適なのか、それを考えていく時期に入ってきているのだらうと思っております。不登校の問題を考える上で、今ご指摘をいただいた点も踏まえて、教育委員会と連携して、子どもたちにとってよい学びの環境づくりに、私も取り組ませていただきます。本当にありがとうございます。

3 その他

○郡市長 それでは、次第のその他ということで、事務局から連絡等ございましたらお願いいたします。

○事務局 次回の会議でございますが、改めて調整を行いました上でご連絡を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 閉 会

○郡市長 それでは、以上をもちまして、今年度第1回の総合教育会議を終了させていただきます。委員の皆様、どうも本当にありがとうございました。